【※一部抜粋】

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

ノーマライゼーションかしわプラン

~第3期柏市障害者基本計画(後期計画)•第5期柏市障害福祉計画~

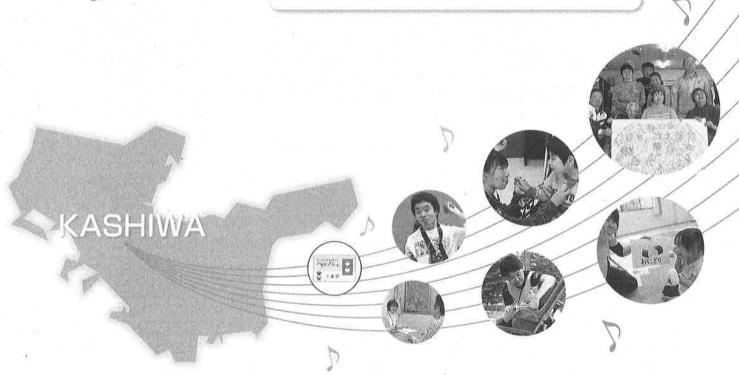


2020年度

地域循環ネットワークシステムの構築に向けて 共生のまちづくり







2018年3月 (平成30年3月) 柏市

第2節 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として 位置付けられるもので、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方 針、取組施策・事業を定める計画です。

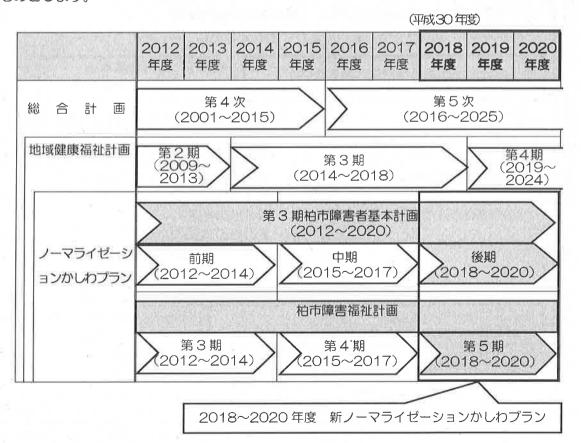
また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を図るための供給見込み量や確保方策を定める計画です。

また, 市の最上位計画となる「柏市総合計画」をはじめ, 福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として策定します。

(2) 計画期間

計画の期間は、2018年度から2020年度までの3年間とし、今回の見直しは9年間の「第3期柏市障害者基本計画」の後期計画と「第5期柏市障害福祉計画」に当たる部分を一体的に策定するものです。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直す ものとします。



(3) 上位計画との関係

本計画の策定における、計画の役割(法的根拠等)、及び上位計画との関係は、次のとお りとなります。

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

〔将来都市像〕

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ~ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

- <自立と支えあいの地域福祉の推進>
 - ○障害者の在宅生活を支える基盤整備
 - ○障害者の自立、社会・地域参加の支援
 - ○相談支援体制の充実
 - ○権利擁護体制の充実
- 〈医療・介護及び支援体制の充実〉
 - ○医療的ケアが必要な患者や家族等への支援

第3期柏市地域健康福祉計画【健康・福祉の部門計画】

〔地域健康福祉像〕

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」

- | <施策の展開>
- Ⅰ ○情報発信の充実, 相談体制の充実, 権利擁護体制の充実

ノーマライゼーションかしわプラン【障害福祉の部門計画】

〔基本理念〕「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」

第3期柏市障害者基本計画(後期計画)

Ⅰ 根拠法:障害者基本法

第11条第3項

<重点施策>

- 1 相談支援・権利擁護体制の充実
- ☆ 柱1 福祉意識の醸成と支えあいの環境づくり の推進
- 12 地域生活を支える基盤整備
- ! 柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立
- 3 就労支援体制の充実
- の支援体制の充実
- 4 子どもの健やかな育成のため 柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境 づくりの推進
 - 11 柱5 子どもの成長への支援
 - 11 柱6 健康・医療体制の充実
 - !! 柱7 安全・安心な生活環境の整備

第5期柏市障害福祉計画

(第1期柏市障害児福祉計画)

, 根拠法: 障害者総合支援法 第88条

- 国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策
- 障害児福祉計画(根拠法:児童福祉法第33条の20)を内包

柱5

子どもの成長への支援

(1) 基本方針

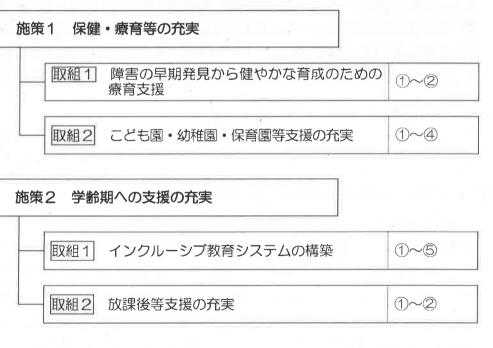
健診等を活用して障害や発達支援の必要のある児童を早期に把握するとともに、適切な 療育や福祉サービスの利用につなげるよう、早期支援の充実を図ります。

幼児期は児童発達支援の活用を図るとともに、こども園・幼稚園・保育園での集団生活をサポートする体制構築に取り組みます。

学齢期は児童の特性に応じた多様な教育環境を整備するとともに、特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や休日の支援、家族の子育てを支える施策を展開します。ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携を強化します。

(2) 施策の体系

柱5 子どもの成長への支援



施策1 保健・療育等の充実

(1) 施策の目的

- こども発達センターと官民の児童発達支援センターを中核とし、障害のある 児童や発達支援の必要な児童の早期発見とフォロー体制、児童発達支援の充 実を図ります。
- ► こども園・幼稚園・保育園をサポートし、適切な療育支援が受けられ、地域で育つ環境を整備します。

(2) 現状と主な課題

■ 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

市では、幼児健康診査等の母子保健事業に「こども発達センター」から心理相談員を派遣することにより、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

保健所と「こども発達センター」の相互の連携が図られることにより、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な児童への支援が充実してきました。今後は、ライフステージを通じて切れ目なく一貫した療育支援を受けられるよう、相談・通所・入所事業所の支援体制の一層の充実を図るとともに、障害のある児童の家族を支援する体制の整備など、児童発達支援センターを中核的に位置付け、障害児通所事業所等の密接な連携を図り、重層的な支援体制の整備が必要です。

⇒ 取組1 (103ページ)

■ こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

児童発達支援と、こども園・幼稚園・保育園の併行利用が可能なことから、療育を受けながら地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する児童が増加しています。本市では、「障害児等療育支援事業」を民間事業者に委託し、こども園・幼稚園・保育園への巡回支援の充実を図るとともに、公・民の事業所による「保育所等訪問支援事業」の実施にいち早く取組むなど、地域で育つ環境整備に努めてきました。今後は、こども園・幼稚園・保育園への在籍児童の増加に対応するために、両事業のさらなる充実を図ることが必要です。

⇒ 取組2 (105ページ)

取組1 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

障害のある児童や発達支援の必要な児童を早期に発見し、支援につなげていけるよう、 幼児健康診査をはじめとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族 については速やかにこども発達センターや児童発達支援センターにつなげ、センターを中 核的に位置付け、関係事業所により適切な支援を提供します。

① 母子保健事業等の充実

[こども発達センター]

概要と 方

針

支援の必要な児童を早期に発見し、母子等の支援 につなげていけるよう。こども発達センターとの密 接な連携のもと、養育者への相談体制や乳幼児期の 母子保健対策を充実させます。



主 な 事 業

◇幼児健康診査(像地域保健課)

関連事業

- 〇発達相談
- ○地域子育て支援拠点事業
- ○8か月児相談事業
- 〇子育て世代包括支援センター運営事業

- ◎こども発達センター
- ◎子育て支援課
- **免**地域保健課
- **奥**地域保健課

「柏市こども発達センター」

発育や発達に不安や心配がある段階の相談・支援から、毎日療育が必要な児童への 支援まで、児童の状況に応じてさまざまな支援を提供しています。

また、柏市保健所、民間の児童発達支援事業所、こども園、幼稚園、保育園、柏市 教育研究所等といった関係機関と積極的に連携を図り、発見から支援、さらに就学へ と円滑に進んでいけるように、その時々に応じて最適な支援を提案できるよう心がけ ています。

さらにセンターでは、「柏市障害児等療育支援事業」を市内の民間児童発達支援セ ンターに委託し、その中で学齢以降の人の相談・支援にも対応しています。

早期支援の充実に対応するため、こども発達セン ターにおいては、支援を担当する理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、心理相談員等のスタッフを充 実させ、適切な支援が適切な頻度で提供できる職員 体制を構築することにより、各種支援の充実を図り



概要と

ます。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。

方 針

障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目のない一貫した療 育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核的な支援施設とし て位置付け、自立支援協議会こども部会を通して障害児通所支援事業所と 密接な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を推進します。さらに、 特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応についての取り 組みも行います。

主 な

◇外来療育相談支援(集団・個別)事業(○こども発達センター)

◇児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の充実(◎ こども発達センター、 @障害者相談支援室)

関連事業

- 〇キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルームこすも 〇こども発達センター す(医療型児童発達支援)運営事業
- 〇障害児等療育支援事業(巡回支援)
- 〇自立支援協議会こども部会の運営支援
- ○自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援(医療的ケアに関 @障害福祉課 する相談支援専門員の研修)
- ○喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成
- ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディ @障害福祉課 ネーターの配置新規
- Qこども発達センター
- @障害者相談支援室
- @障害者相談支援室
- @障害福祉課
- - @障害者相談支援室

居宅訪問型児童発達支援とは…

現状のサービスでは、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援 を受ける機会が提供されていないことから、2018 年度より、「居宅訪問型児童発達 支援」として、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を 対象とした発達支援サービスが提供されます。

取組2 こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

こども園・幼稚園・保育園に在籍する障害児が集団生活への適応促進を図るために、保 育所等訪問支援、障害児等療育支援(巡回支援)の拡充に努めます。

また、さまざまな機会を利用して、こども発達センターを中心に障害児通所支援事業所 とこども園・保育園・幼稚園、教育支援機関等との連携強化を図り、就学までのライフス テージごとに切れ目のない支援の充実に努めます。

① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

(キッズルーム こすもす)

概要と 方 針

主に児童に対して直接支援を行う「保育所等訪 問支援」と園の職員に対して支援を行う「障害児 等療育支援事業(巡回支援) | について、関係機関 との連携強化のもと、両事業の長所を活かして使 い分けることにより、効率的で実効性の高い支援 を行います。



市内のこども園・幼稚園・保育園等の職員に『キッズルームひまわり』 『キッズルームこすもす』、『外来集団支援』の活動場面を公開し、支援方 法等の理解促進に努めるとともに、各園との連携強化を図ります。

発達支援の必要な子どもに対する専任の幼稚園教諭または保育士等を 雇用している園に対して補助金を給付します。

主 な 事 業

◇保育所等訪問支援事業(◎こども発達センター、◎障害者相談支援室)

関連事業

〇障害児等療育支援事業(巡回支援)(再掲)

◎こども発達センター

○こども園・幼稚園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催

Qこども発達センター

〇特定教育•保育施設等運営費等補助金

◎保育運営課

〇私立幼稚園等運営費等補助金

◎保育運営課

② 障害の有無にかかわらない集団保育の推進

概要と 方 針

障害の有無に関わらず集団保育を受けることができるように、市内こど も園・保育園と関係する機関の連携強化を促進します。

また,集団保育を希望する医療的ケア児の相談及び保育の環境づくりに も努めます。

肢体不自由児や医療的ケア児への支援者を育成します。

関連事業

○障害の有無に関わらない集団保育の推進

◎保育運営課

○喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成(再掲)

@障害福祉課

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディ @障害福祉課

ネーターの配置新規(再掲)

@ 障害者相談支援室

③ 保育相談の実施

〔アシストコール〕

概 要 と 方 針 保育運営課窓口のアシストパートナーが必要 に応じて他機関への紹介や情報提供を行います。 また、保育施設において在園児や地域の保護者に 対して保育相談を実施します。



関連事業

○保育園における保育相談

〇アシストコール・アシストデスク事業

○保育運営課

○保育運営課

④ 就学時の切れ目のない支援の充実

(ライフサポートファイル)

障害や発達の気になる児童が,誕生から幼児期,学齢期とライフステージを移行する中で,児童の情報を一貫して管理し、引継ぎを円滑にするため「ライフサポートファイル」の活用を促進します。



また,支援を必要とする児童の情報が確実に小学校等に引き継がれるよう,保護者や園・療育機関等が協力して「就学移行支援計画」を作成するとともに,保育所等訪問支援事業を有効に活用し,円滑な引継ぎを行います。

こども園・幼稚園・保育園と小学校との連携が図れるよう、早期からの 教育相談・支援体制の構築に向けた取組を行います。

関連事業	
〇ライフサポートファイルの活用促進	◎こども発達センター
	@障害者相談支援室
	1
○就学移行支援計画の作成	1
○幼保こ小連絡協議会の開催	② 教育研究所
〇幼保こ小連携研究委員会による調査研究	1
○乳幼児保健懇話会の開催	❷教育研究所
	○保育運営課
〇早期からの教育相談・支援体制構築事業	教育研究所
〇保育所等訪問支援事業(再掲)	◎こども発達センター
*	@障害者相談支援室
○障害児支援利用計画の作成促進	@障害者相談支援室

施策2 学齢期への支援の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別 支援教育を推進していきます。
- ▶ 特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や 休日の支援、家族の子育ての負担軽減となる施策を推進します。

(2) 現状と主な課題

■ インクルーシブ教育システムの構築

アンケート調査では、今後力を入れる障害者福祉の取組として「学校教育の充実」、学校 生活を送る上で希望する援助として「教職員の専門性」が上位にあげられています。

本人の障害特性に応じた合理的配慮や教育等を推進することはもちろんですが、共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒とない児童生徒とが共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を推進していくことが重要です。

このシステムを実現するためには、特別支援教育体制の充実や教職員の専門性の向上、 多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進に努めていく必要があります。

また、障害のある子どもには可能な限り、早期から成人に至るまで、入学・進学・進級等ライフステージが変わっても、切れ目のない支援が受けられるよう、引継ぎの資料として「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等を活用し、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築していく必要があります。

⇒ 取組1 (108ページ)

■ 放課後等支援の充実

アンケート調査では、利用したいサービスとして「放課後等デイサービス」や「通学援助」、学校生活で困ることとして「長期体限時の対応に困る」が多く、放課後支援など障害の特性や家庭の状況に応じた短期入所などの居場所や預かり・外出サービスの充実が求められています。放課後等デイサービスについては、様々な分野からの参入が相次いでおり、質の向上が大きな問題となっており、増加する事業者への適切な指導も必要です。

また、ヒアリング調査では「肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課 後等デイサービスの充実」が求められており、整備をしていく必要があります。

⇒ 取組2(111ページ)

取組1 インクルーシブ教育システムの構築

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

障害のある児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばして、将来自立し、社会参加することができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

① 教育・福祉・医療・保育の連携による早期からの支援体制の構築

関連事業

- 〇障害児等療育支援事業(巡回支援)(再掲)
- 〇保育所等訪問支援事業(再掲)
- 〇早期からの教育相談・支援体制構築事業(再掲)
- ○就学移行支援計画の作成(再掲)
- 〇幼保こ小連絡協議会の開催(再掲)
- ○特別支援教育コーディネーター連絡会の開催

- 回こども発達センター
- **口こども発達センター**
- @障害者相談支援室
- **愛教育研究所**
- **1** 教育研究所
- 劉教育研究所

「ライフサポートファイル」

本市では、障害のあるお子さんや発達支援に配慮を必要とするお子さんを対象にサポートファイルを作成しています。お子さんの大切な成長の記録や医療・福祉サービスなどの利用に関する情報をまとめて整理することで、お子さんの成長とともに、教育、医療、福祉の支援者が変わったときに、スムーズな引継ぎや情報伝達に役立つことを目指しています。

② 多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進

(ことばきこえの教室)

概要と 分 針

障害のある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、適切な支援や指導ができるよう、通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の適正な配置等に努



めます。また,通常の学級と特別支援学級,小中学校と特別支援学校との 交流及び共同学習の推進を図ります。

主 事 業

◇多様な学びの場の整備(圏教育研究所)

関連事業

- ○交流及び共同学習の推進
- 〇居住地校交流
- ○教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の配置

88各学校

- **劉教育研究所**

③ 障害に配慮した教育環境の整備

〔体育館入口の段差解消〕

障害の状態や教育的ニーズに応じて、施設のバリアフリー化やICTの導入等、障害に配慮した教育環境の整備に努めます。

概要と

多様性を尊重し、より多くの児童生徒にとって 学びやすい環境となるようユニバーサルデザイ ンの視点を取り入れた環境づくりや授業づくり を推進します。

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図ります。

その他、通常の学級に在籍する障害のある児童

生徒で学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒や特別支援学級 に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減します。





関連事業

- ○障害に配慮した教育環境の整備
- 〇ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境と授業づくり
- 〇校内支援体制の整備・充実
- 〇特別支援教育就学奨励費

1800 各学校

劉学校教育課

一人ひとりのニーズや特性に応じた教育の充 実に向け、すべての教職員に対し、特別支援教育 に関する研修を実施します。

また,特別支援学級や通級指導教室の担当者等に対しては,より専門的な研修を実施し,巡回相談等による個別の指導・助言を行います。

概要と 分 針

校内支援体制を充実させるため、特別支援教育専門指導員や担当指導主事等による巡回相談を実施し、適切な支援や指導について助言します。

特別支援教育の専門家による専門家チーム会議において、指導・助言を受けながら、柏市の特別支援教育の推進・充実を図ります。

関連事業

- ○特別支援教育に関する研修
- ○特別支援学級担任等の専門的な研修
- ○特別支援教育専門指導員等による巡回相談
- ○専門家チーム会議の開催

- **劉教育研究所**
- **劉教育研究所**
- **②**教育研究所

⑤ 教育相談・保護者支援の充実

〔パンフレット〕

教育相談窓口に臨床心理士等を配置し、発達障害 や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発 達検査等に対応します。

概要と

なめらかな就学に向けて, 就学移行期における就 学相談や早期相談を充実させます。

入学や進学に向けた不安が解消されるよう,就学・進学ガイダンスやパンフレット等で情報提供を行ったり,相談会を実施したりします。

子育ての悩みを解消し、子育ての仲間づくりを行 うため、ペアレント・プログラムを実施します。



関連事業

- ○教育相談
- ○就学相談
- 〇早期からの教育相談・支援体制構築事業(再掲)
- 〇就学ガイダンス・進学ガイダンス
- 〇ペアレント・プログラム

- 教育研究所
- **②**教育研究所
- **ᢀ**教育研究所

取組2 放課後等支援の充実

家庭や状況に応じた預かりサービスが利用できるよう、放課後等デイサービス、こども ルームなどの放課後・休日支援を充実させます。

また、肢体不自由児や医療的ケア児も利用できる放課後等デイサービスの充実を図りま す。

① 放課後等デイサービス事業等の充実及び質の向上 〔放課後等デイサービス〕

	放課後等デイサービス事業については、利用者
	のニーズに合った適切な支援が行えるよう、放課
	後等デイサービスガイドラインに基づき、その質
概要と	の向上のための必要な指導を行います。
方 針	肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達
	も通える放課後等デイサービスの充実を図るとともに, 真に必要な放課後
	等デイサービス事業を推進します。さらに、障害のある児童生徒のための
	短期入所や居宅介護・外出支援を充実します。
7 12	◇放課後等デイサービスの充実(쪻障害福祉課、쪻障害者相談支援室)
主な事業	◇障害児事業所の指定指導権限の移譲(2019 年度~)新規(@障害福
尹 耒	祉課)

関連事業

〇自立支援協議会こども部会の運営支援(再掲)

@障害者相談支援室

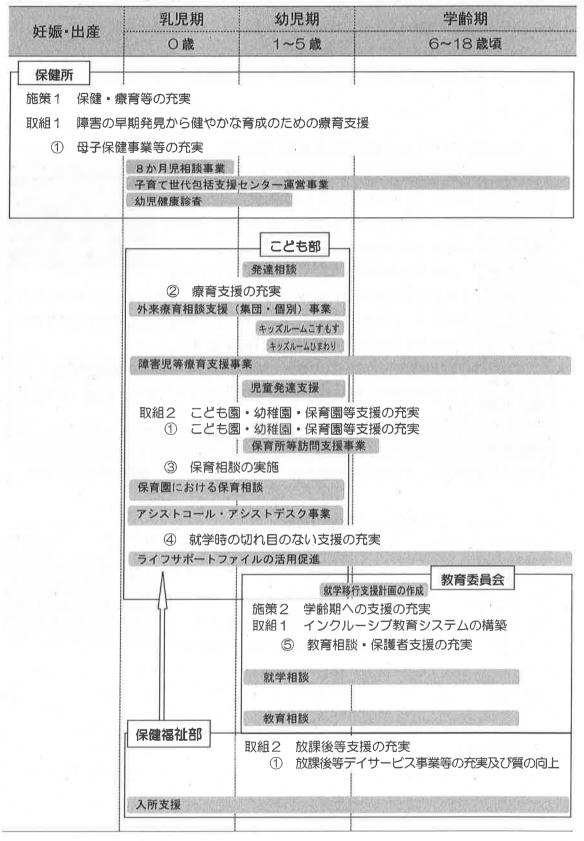
② こどもルームでの受け入れ体制の充実

〔柏八小こどもルーム〕

放課後において障害のある児童生徒が安心し て過ごせるよう、必要に応じてこどもルーム内の 概要と 改修を行っていきます。 また、障害の理解を深めるため、こどもルーム 方 針 指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を 推進するとともに、障害児等療育支援事業による巡回支援を行います。

関連事業	
〇障害に配慮した環境の整備	○学童保育課
〇指導員研修	◎学童保育課
Oこどもルームへの巡回指導	参 教育研究所
〇障害児等療育支援事業(巡回支援)(再掲)	◎こども発達センター

■ライフステージ別支援内容



評価・進捗管理(障害福祉計画 数値指標)

障害福祉計画 【柱5 子どもの成長への支援】

(1) 基本指針に定める成果指標

	障害児支援の提供体制の整備等(障害児福祉計画)
事業 No. 1	(第4章 障害福祉計画 p147)
	① 児童発達支援センターの設置
	2020 年度末までに,児童発達支援センターを各市町村に少なくとも
	1 カ所以上設置することを基本とする。なお,市町村単独での設置が困
	難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	② 保育所等訪問支援事業の開始
	2020 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を
	利用できる体制を構築することを基本とする。
	③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の開始
国の考え方	2020 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事
	業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以
	上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合
	には、圏域での確保であっても差し支えない。
	④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置
	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように,2018年度末までに,
	各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保
	育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本
	とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与
	した上での,圏域での設置であっても差し支えない。
指標の説明	障害児支援の提供体制の整備等について,成果を計る指標です。

項目	単位	2020年度
児童発達支援センター	設置有無	有
保育所等訪問支援事業	開始有無	有
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業	開始有無	有
医療的ケア児支援の協議の場	設置有無	有

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み(活動指標)

事	業	No.	1	居宅訪問型児童発達支援新規 (第4章 障害福祉計画 p158)
事	業	種	別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
40m	概要と方針		٥.	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能
慨	安(五十	の付与等の支援を行います。
指	標の	り説	明	障害児通所支援のうち、居宅訪問型児童発達支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015	2016	2018	2019	2020
クーに八種別	+12	年度	年度	年度	年度	年度
居宅訪問型児童発達支援(利用児童	人/月	-	-	1	1	1
数)新規	人日/月		=	5	5	5

击	事 業 No. 2		0	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター新規
- GB			2	(第4章 障害福祉計画 p159)
事	業	種	別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
4917	40F W 1 A1	AL.	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専	
彻	既要と方針		шT	門員等の配置を行います。
+150	指標の説明		00	障害児通所支援のうち、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する
扫			99	コーディネーターの充実度を図る指標です。

サービス見込み量	第4期	期実績	3	第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
コーディネーター(配置人数)新規	人/月	-	=	5	6	7

事業 No. 3	児童発達支援・医療型児童発達支援 (第4章 障害福祉計画 p157)			
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援			
	児童発達支援は、療育の必要性がある未就学児童を対象に、日常生活にお			
	ける基本的な動作の指導,集団生活への適応訓練,その他必要な支援を行い			
柳雨上青色	ます。			
概要と方針	医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基			
	本的な動作の指導,集団生活への適応訓練等を行うとともに,身体の状況に			
より、治療を行います。				
指標の説明	障害児通所支援のうち、児童発達支援・医療型児童発達支援の充実度を計			
1日 1宗 り 記 り	る指標になります。			

サービス見込み量	第4期実績		第5期推計			
サービス種別	単位	2015	2016	2018	2019	2020
		年度	年度	年度	年度	年度
児童発達支援	人/月	155	205	226	237	249
八里先连又饭	人日/月	1,642	2,111	2,260	2,370	2,490
医療型児童発達支援	人/月	25	27	27	27	27
	人日/月	199	169	216	216	216

事業 No.	4	放課後等デイサービス (第4章 障害福祉計画 p157)
事 業 種	別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方	5 針	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中 において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
指標の影	说明	障害児通所支援のうち、放課後等デイサービスの充実度を計る指標になり ます。

サービス見込み量	第4期	明実績	第5期推計			
サービス種別	単位	2015	2016	2018	2019	2020
クし入程加		年度	年度	年度	年度	年度
女調後祭デノサービフ	人/月	407	491	648	712	784
放課後等デイサービス	人日/月	4,564	5,729	5,832	6,408	7,056

事	業	No.	5	保育所等訪問支援 (第4章 障害福祉計画 p158)
事	業	種	別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
				障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障
概	要	と方	針	害児や保育所等の職員に対し,障害児が集団生活に適応するための専門的な
				支援を行います。
指	標(の説	明	障害児通所支援のうち、保育所等訪問支援の充実度を計る指標になります。

サービス見込み量	第4期	朋実績	第5期推計			
サービス種別	単位	2015	2016	2018	2019	2020
クーと八種加り	44-177	年度	年度	年度	年度	年度
保育所等訪問支援	人/月	33	34	36	37	38
体自外专动问义拨	人日/月	34	39	43	44	46

事	業	No.	6	障害児相談支援 (第4章 障害福祉計画 p159)
事	業	種	別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概	要と	: 今	後	障害児通所支援を利用する児童を対象に,障害児支援利用計画を作成し, ケアマネジメントを行います。
指	標 0)説	明	障害児通所支援を利用する児童を対象とした相談支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量	第4期	実績 第5期推			-	
サービス種別	単位	2015	2016	2018	2019	2020
	1.75	年度	年度	年度	年度	年度
障害児相談支援	人/月	97.	103	113	119	125